

別添2

見積条件

1 運営費に関する基本的な考え方

- (1) 受託者は、鳥取県立総合療育センターからの委託料により保育所を運営する。
- (2) 委託契約は月額固定契約方式とし、月額金額に消費税額を加算した金額を委託料とする。
- (3) 総合療育センターは、別添1仕様書の13に応じ必要な設備、備品を受託者に無償で貸与する。但し、疑義がある場合は双方協議する。
- (4) 別添1仕様書の13に応じ受託者において負担すべきものについては、それにかかる費用を保育士等の委託料に割り戻して加算すること。

2 見積書の記載要項

- (1) 1日の保育児数は本見積条件を基に募集要項想定委託期間内の運営委託費を記載するとともに、その算出方法を自由様式で作成すること。（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 上限の金額
想定委託期間（令和7年度～令和9年度）の運営費の総額は、下記予算金額を上回らない額で提示すること。
なお、最終的な契約額は別途契約書において定めるものとする。
上限額 60,588千円（消費税込み）
- (3) 利用想定日数等
3ヵ年総額の運営委託費は、次のアからエの条件で試算すること。
なおアは試算用の予算数量であり、現状の保育時間は1日平均8.5時間（午前8時半から午後5時）、延長時間は0時間である。
ア 保育時間数
（ア）1日あたり基本保育時間 午前8時から午後7時の11時間
（イ）月あたり延長時間 10時間
（ウ）障がい児保育加算時間数は積算に含めない
イ 平日の保育時間（11時間）については、保育士数を2.5人として積算すること
ウ 月の開園想定日数 月30.5日（平日20.5日、土日祝10日）
エ 1日平均利用児想定数 2人（0歳児1名、1歳児1名）
- (4) 消費税及び地方消費税
消費税及び地方消費税については、委託期間の全期間に渡り、10%で積算すること。
なお、この税率が改正されることになった場合は、それに応じた契約内容とする。

3 参考

募集時登録児童数 15人（常時利用2人、単発利用13人）